○経済産業省告示第百八十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

平成二十九年八月十日

経済産業大臣　世耕　弘成

災害名	地域	指定の期間
平成二十九年七月二十二日からの大雨による災害	秋田県　大仙市	平成二十九年七月二十二日から平成二十九年十一月九日まで

○経済産業省告示第百八十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十九年八月十日

経済産業大臣　世耕　弘成

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5267	株式会社吉年	大阪府河内長野市上原西町十六番一号	平成二十九年七月十四日から平成三十年七月十三日まで

○経済産業省告示第百八十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十九年経済産業省告示第百六十二号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十九年八月十日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分はこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後				改正前			
災害名	地域		指定の期間	災害名	地域		指定の期間
平成二十九年七月五日からの大雨による災害	福岡県	うきは市	平成二十九年七月五日から平成二十九年十一月九日まで	平成二十九年七月五日からの大雨による災害	福岡県	［新設］	平成二十九年七月五日から平成二十九年十月十二日まで
		朝倉市				朝倉市	
		朝倉郡東峰村				朝倉郡東峰村	
		田川郡添田町				田川郡添田町	
	大分県	別府市			大分県	［新設］	
		中津市				中津市	
		日田市				日田市	
		竹田市				［新設］	
		由布市				［新設］	

九重町				［新設］
玖珠町				［新設］

備考　表中の「〃」の記載は注記である。

○国土交通省告示第七百四十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東海北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
各務原市須衛町一丁目五八	前	最大 二四（メートル）	一〇（メートル）
		最小 二四	
	後	最大 四二	
		最小 四二	

○国土交通省告示第七百五十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　近畿自動車道名古屋神戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
亀山市安坂山町字貝城一一六五番一〇〇から同市安坂山町字貝城一一六五番七三まで	前	最大 八八（メートル）	一七（メートル）
		最小 八七	
	後	最大 一〇〇	
		最小 八七	

○国土交通省告示第七百五十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道鹿児島線	古賀市薦野字下原一一六〇番一から同市薦野字下原一一六二番二まで	平成二十九年八月十日九時
宮崎線		